

## インターネット上の発信者の特定

2015年4月20日

牧野総合法律事務所弁護士法人  
弁護士 森 悟 史

インターネット上での他人への誹謗中傷する書き込みは、民法上の不法行為に該当し、誹謗中傷を受けた者は、誹謗中傷する書き込みをした者に対し、損害賠償を請求することができます。

そのためには、まず、誹謗中傷する書き込みをした者（「発信者」と言います。）を特定しなければなりません。

通常、発信者を特定するには、書き込みがなされたウェブページ（例えば「掲示板」など）の管理人に対し、書き込みに使われた「IPアドレス」と「タイムスタンプ」の開示を求めます。

「IPアドレス」とは、インターネット上での識別用番号で、通常、インターネットに接続する毎に、契約しているプロバイダから、一つ割り当てられます。プロバイダは、複数の「IPアドレス」を保有しており、契約者（皆さん）がインターネットに接続するたびに、使用されていない「IPアドレス」を割り当てていきます（これを、「動的IPアドレス」ということがあります。）。そして、インターネットの接続が終了すると、「IPアドレス」は戻され、別の人インターネットに接続すると、その人に、その「IPアドレス」が割り当てられます。

このように、「IPアドレス」は、例えば、携帯電話番号のように、ある人がずっと同じ番号を使

うというのではなく、多くの人、交互に利用するものなのです。

次に、「タイムスタンプ」ですが、これは単に、インターネットに接続した時間と考えて構いません。

この「タイムスタンプ」（特定の日時）にプロバイダが割り振った「IPアドレス」がわかると、発信者が特定できるのです。

ウェブページの管理人から、「IPアドレス」の開示を受けると、次は、この「IPアドレス」を有しているプロバイダを探します。

「WHOIS」というウェブページ上で、開示された「IPアドレス」を入力すると、この「IPアドレス」を有しているプロバイダがわかります。

最後に、プロバイダに対し、発信者の情報を開示してもらいます。

通常、インターネットへ接続するには、プロバイダとの契約が必要です。当然、プロバイダは、発信者とも契約を締結していますので、発信者の氏名や住所などを把握しています。

そこで、プロバイダが有している「IPアドレス」を「タイムスタンプ」時に誰に割り当てたのかをプロバイダに開示してもらうことになります。

これにより、発信者が特定できます。

ただし、プロバイダや掲示板などの管理人が有している「IP アドレス」や「タイムスタンプ」は、遅くても3～6ヶ月程度で消去されます。

したがって、インターネット上で誹謗中傷の書き込みを見つけたら、すばやく行動することが必要です。

以上が、インターネット上での発信者の特定方法ですが、実は、現在のインターネット環境では、このようにうまくいくとは限りません。このことは、次回、詳しく説明します。